

1. 議事日程

[平成21年第2回安芸高田市議会6月定例会第1日目]

平成21年6月9日
午前 10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議案第53号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第54号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第55号 財産の無償譲渡について
- 日程第7 議案第56号 財産の無償貸付について
- 日程第8 議案第57号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第58号 安芸高田市若者定住促進集会所設置及び管理条例
- 日程第10 議案第59号 物品購入契約の締結について
- 日程第11 議案第60号 平成21年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第61号 平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第62号 平成21年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第63号 平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第64号 平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第65号 平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第66号 平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第67号 平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

1号)

日程第19 議案第68号 平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
----	---------	-----	-------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

副 市 長	藤 川 幸 典	総務企画部長	清 水 盤
市 民 部 長	山 本 数 博	福祉保健部長兼 社会福祉課長	重 本 邦 明

産業振興部長	金岡英雄	建設部長兼 公営企業部長	廣政克行
消防長	光下正則	会計管理者	立田昭男
八千代支所長	藤本宏良	美土里支所長	長井敏
高宮支所長	宮木雅之	甲田支所長	深本正博
向原支所長	三上信行	総務課長	沖野文雄
行政経営課長	武岡隆文	政策企画課長	竹本峰昭
教育長	佐藤勝	教育次長	田丸孝二

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長	益田博志	事務局次長	西原裕文
書記	倉田英治	書記	森岡雅昭

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開会

○藤井議長 ただいまの出席議員は20名であります。  
定足数に達しておりますので、これより平成21年第2回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
益田事務局長。

○益田事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育委員長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より平成20年安芸高田市水道事業会計繰越計算書及び市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書2件についての提出がありました。それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において9番 穴戸邦夫君及び10番 山本優君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○藤井議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長 金行哲昭君の報告を求めます。

○金行議会運営委員長 報告します。  
平成21年第2回定例会の運営につきまして、去る6月2日及び6月4日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から6月23日までの15日間といたしました。議事の都合により、6月13日から14日まで、及び6月16日から6月22日までを休会といたします。本定例会に付議されます案件は、諮問1件、議案16件、計17件でございます。

議案審議につきましてでございますが、議案第57号につきましては、提案理由の説明後、質疑を受け、文教厚生常任委員会へ付託することといたしました。その他の案件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。また、諮問1件につきましても、委員会付託を省略す

ることにいたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、12人からの通告がありましたので、2日間の日程といたします。通告順に11日に6人、12日が6人といたします。

以上で報告を終わります。

○藤井議長 お諮りいたします。ただいま委員長報告のとおり、会期は15日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認めます。よって、会期は、15日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○藤井議長 日程第3、諮問第6号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日は、第2回定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御参集をいただき、まことにありがとうございます。

6月に入りまして梅雨の時期を迎えるわけでございますが、これまでの好天が続いており、飲料水あるいは農業用水の不足という声も聞こえてまいりました。市といたしましても非常に危惧をしているところでございます。適当な量の降雨があり、水不足が回避されるよう願うものでございます。

さて、このたびの定例会へは、諮問1件、また景気対策等を含む一般会計の補正をも含めて議案16件を提出しておりますので、御審議を賜りますようお願いをいたします。

それでは、諮問第6号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての御説明をいたします。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

柳川淑子委員は、平成18年から3年間、人権擁護委員を務められ、これまで人権相談や人権の花運動など積極的に人権擁護活動を行っていただいているところであります。人権問題に十分な理解があり、引き続き熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断し、推薦をするものであります。

以上、よろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なし)

- 藤井議長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。
これより、諮問第6号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、この案を採決いたします。
本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

- 藤井議長 異議なしと認めます。よって、本件は、これに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第4 議案第53号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例  
日程第5 議案第54号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例  
日程第6 議案第55号 財産の無償譲渡について  
日程第7 議案第56号 財産の無償貸付について

- 藤井議長 日程第4、議案第53号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件から日程第7、議案第56号「財産の無償貸付について」の件まで4件を一括議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第53号から議案第56号までの提案理由について御説明を申し上げます。

最初に、安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

本案は、本年4月1日から向原町の中長田集会所ほか6施設が新たに指定管理へ移行したため、条例の別表中の管理を行う者を市長から指定管理者に改めるものでございます。

次に、安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例についての御説明をいたします。

本案は、議案第55号及び第56号と一部関連をしておりますが、無償譲渡の対象にしております地区集会所のうち、地元へ無償で譲渡する手続が終了した、吉田町長屋集会所及び川原集会所並びに無償譲渡を正式にお断りいただいた吉田町の中東集会所及び甲田町の花ノ木集会所を条例の別表から削除するものでございます。

次に、財産の無償譲渡について提案理由を御説明いたします。

本案は、議案第54号及び第56号と関連してありまして、無償譲渡の対象にしております地区集会所のうち、吉田町の長屋集会所と川原集会所を地区の財産として有効に利活用していただくため、地元へ無償で譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、財産の無償貸付についての御説明をいたします。

本案は、議案第54号及び第55号と関連をしております、吉田町の長屋集会所と川原集会所を地元へ無償で譲渡するに当たり、集会所の敷地が市有地であるため、市有地を譲渡先に無償で貸し付けたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長

それでは、議案第53号の要点を御説明申し上げます。

条例の方の2ページ目をお開きいただきたいと思います。別表1で改正をするものでございます。表中に掲げておりますように、向原町の中長田集会所ほか6集会所の管理を行うものを市長から指定管理者に改めるものでございます。これら7つの集会所は、本年度から新たに指定管理者に移行した施設でございます、本年3月18日に議会の議決をいただき、4月1日付で指定管理者に指定する旨を告示するとともに、協定を締結し、維持管理などの業務を行っていただくものでございます。

次に、議案第54号でございます。

議案書の方の2ページの表をごらんいただきたいと思います。表中に掲げておりますように、先ほど市長が提案理由で御説明申し上げたように、川原集会所、それから長屋集会所を地元へ譲渡をし、中東集会所と花ノ木集会所を廃止するものでございます。

地区集会所につきましては、譲渡対象集会所として69施設を掲げて、これまで順次地元と協議をして、無償譲渡の手続を進めてきておるところでございます。現在69施設のうち、今年度に集会所を譲渡するものでございまして、地域へ無償譲渡する際、集会所の敷地が安芸高田市所有地の場合におきましては、財務規則第164条の規定によりまして、30年を上限として地域へ無償で貸し付けておるものでございます。このたびは、吉田町の長屋集会所と川原集会所を地元へ無償で譲渡し、両集会所の敷地を地域へ無償で貸し付けたいとするものでございます。

また、吉田町の中東集会所と甲田町の花ノ木集会所につきましては、両集会所の代表者の方から無償譲渡を正式にお断りいただきましたので、中東集会所につきましては本年8月1日をもって、また花ノ木集会所につきましては来年の1月1日をもって集会所としての用途を廃止したいとするものでございます。

それから、説明資料をおつけをさせていただいております。説明資料の1ページの方をお開きいただきたいと思います。1ページの上段に表を掲げております。無償譲渡の進捗の状況でございます。この表は、本年第1回定例会で議決いただいたものまでをまとめたものでございます。全

体の譲渡数は、平成19年度が42施設、平成20年度が15施設、平成21年度が2施設、このたびを含めまして計59施設となっておりまして、進捗率の方は85.5%でございます。

また、次の年度別譲渡の状況でございますが、譲渡済みの集会所には譲渡年度の欄に丸印をつけております。また、このたびの定例会に提案をさせていただいております集会所につきましても、備考欄の方にその旨を記載をしておるといったものでございます。

以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長

これをもって要点の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑があれば、議案名を指定して、一括して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本4件は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第53号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」から議案第56号「財産の無償貸付について」までの「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件及び「財産の無償譲渡について」の件並びに「財産の無償貸付について」の件4件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第57号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○藤井議長

日程第8、議案第57号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第57号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についての提案理由を御説明申し上げます。

国民健康保険事業の運営につきましては、今日まで合併による急激な税負担の増加を避けるために財源の調整を行い、加入者負担の軽減に努

めてまいったところでございます。本年は、昨年度の実績を加味して試算をいたしましたところ、医療給付費分において現在の税率では1億2,000万円余りの歳入不足が生じる見込みとなりました。今日の状況を考えますと、加入者負担の増加にはちゅうちょするところもあり、財源調整により据え置きを検討いたしました。現状を先送りするだけであり、翌年度以降に大幅な増税をお願いすることになりますので、不足額の半分余りを財源調整で補い、残りを税率の引き上げでお願いしたいとするものであります。

なお、本件につきましては、国保運営協議会に諮問いたしまして、5月29日に諮問を適当とする旨の答申をいただきましたので、今回、改正案の提出をさせていただくものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本件については、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審議することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第58号 安芸高田市若者定住促進集会所設置及び管理条例

○藤井議長 日程第9、議案第58号「安芸高田市若者定住促進集会所設置及び管理条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第58号「安芸高田市若者定住促進集会所設置及び管理条例」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、若者定住促進集会所施設の整備に伴い、適正な管理を行うため必要な条例を新たに制定するものでございます。

本施設につきましては、高宮町川根地区において、若者定住促進住宅建設に伴い、田草集会所の建設を行い、住宅の入居者のコミュニティー活動及び地域のコミュニティー活動の拠点として整備をしたものであります。

慎重なる御審議をいただき、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 廣政克行君。

○廣政建設部長兼公営企業部長 議案第58号「安芸高田市若者定住促進集会所設置及び管理条例」につきまして要点の御説明をいたします。

まず、施設の概要でございますが、説明資料の1ページをお願いいたします。今回、建設いたしました若者定住促進集会所と旧高宮町から引き続き昨年度まで建設いたしました若者定住住宅の団地につきまして位置図を記載しております。安芸高田市として、今回建設が終了いたしました若者定住住宅は7戸でございますが、入居者数は30名となっております、そのうち乳幼児が13名、小学生が3名となっております。

次に、2ページでございますが、集会所の概要でございます。まず、完成いたしました集会所の写真と平面図を掲載しております。下の方に工事の概要を記載しておりますが、建物の構造は木造平家建てで、建物面積は99.37平米でございます。

次に、本条例の設置及び管理条例案でございますが、今回上程いたしました条例の設置第1条の条文に、安芸高田市高宮若者定住化推進に関する条例及び安芸高田市営若者定住促進住宅条例に規定いたします条例、住宅の入居者のコミュニティー活動及び地域コミュニティー活動の拠点づくりのため、地方自治法第244条の2の規定に基づきまして、安芸高田市若者定住促進集会所を設置すると、設置目的を旧高宮町で建設いたしました16戸と今回建設いたしました7戸の、合計23戸の若者定住住宅におきます入居者のコミュニティー活動の拠点とするもの、また定住住宅入居者と地域住民とのコミュニティー活動の拠点であるとの規定をさせていただいております。

第2条の名称及び位置につきましては、4ページになりますけれども、別表に記載させておりますが、名称を若者定住促進田草集会所とさせていただいております。位置につきましては、高宮町川根1936番地7でございます。

第3条の事業でございますが、安芸高田市地区集会所条例の事業の規定項目に、第1号は、若者定住促進団地の入居者のコミュニティー活動の支援に関する事業を、第2号には、若者定住促進団地の入居者と地域住民との交流の支援に関する事業を加えております。

第4条、管理から第12条、委任までは、安芸高田市地区集会所条例の規定と同一としておるところでございます。

以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。  
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第58号「安芸高田市若者定住促進集会所設置及び管理条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第59号 物品購入契約の締結について

○藤井議長 日程第10、議案第59号「物品購入契約の締結について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第59号「物品購入契約の締結について」の提案理由の御説明をいたします。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、災害対応特殊救急自動車の物品購入契約を広島トヨタ自動車株式会社広島北店と締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、消防長から要点の説明を求めます。

安芸高田市消防本部消防長 光下正則君。

○光下消防長 議案第59号「物品購入契約の締結について」、要点の説明を申し上げます。

別表説明資料をごらんいただきたいと思います。物品の概要とパンフレットの写しをつけております。物品名は、災害対応特殊救急自動車、俗に言います高規格救急自動車とも呼ばれております。このたび一番古い救急自動車は平成10年に導入いたし、11年を経過しております。これの更新を行うため、緊急消防援助隊整備費補助金を受け、整備するものでございます。

この古い車両は、他の救急自動車の点検、車検などのとき、予備車両として利用いたすものでございます。この契約の締結に関しましては、去る5月28日、指名業者2者による見積もり入札を執行いたしました。入札の結果、広島トヨタ自動車株式会社広島北店が税込みで1,765万500円で落札いたしました。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番 入本和男君。

○入本議員 当件について伺います。
契約方法については随意契約と、先ほども入札という話が出ましたけど、この入札契約残はどの程度あるのか。
それと、物品購入に当たられた後の経費はどのようにかかるのか。
それから、耐用年数は大体どの程度こういうものはあるのか、お知らせいただきたい。
それから、これに関する今後のメンテの業者は何社がかかわり、どこがするのか伺うものでございます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
安芸高田市消防本部消防長 光下正則君。

○光下消防長 たくさん御質問いただきまして、私がちょっとメモがしきれなかったところがあるかと思えます。もし答弁漏れがございましたら、御指摘いただきたいと思えます。

予算残というお話があったと思えますけども、これは予算額は当初予算で見積もっておりまして、ちょっと手元に数字を持っておりませんけども、予定価格といたしまして2,000万を超えておりましたので、本日の議会議決ということになりました。

それと、メンテにつきましては、御存じいただきますように、高規格救急自動車でございますので、医療用の各種の機械がございまして、そういう資格を持つてる業者が、納入業者によってメンテをさせないと非常に難しいということございまして、このたびの入札では日産とトヨタがそういった機械導入の設備を持っておりまして、そこにメンテをさせております。

耐用年数の関係でございますが、これは走行距離が一定の距離を超えておりましたら、年数にかかわらず更新が早まる場合がございますが、ちょっとこれにつきまして詳細には調べさせていただきまして、後ほど御回答させていただきたいと思えます。

それと、ランニングコストの関係の御質問がございましたけども、この件に関しましてちょっと調べさせていただきまして、後ほど報告をさせていただきたいと思えます。

○藤井議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時34分 休憩

午前 10時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 再開いたします。

この際、10時50分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時35分 休憩

午前 10時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
休憩前の16番 入本和男君の質疑に対し、答弁を求めます。
安芸高田市消防本部消防長 光下正則君。

○光下消防長 大変失礼いたしました。先ほどの御質問でございます。耐用年数とはという問いに対しましては5年という定めがございますが、県内の実態であるとか救急件数、走行距離等を総合的に勘案し、8年から11年で更新をさせていただきます。

メンテナンスにつきましては、軽易な修繕につきましては地元の業者でお願いし、基幹にかかわる関係がございましたら落札業者に発注しております。

それと、ランニングコストにつきましては、通常の自動車と同じように税が約5万円程度、保険8万6,300円程度と、あと車検の経費6万円がありますので、十二、三万円ですが、その1年分でございますので、約7万円程度だろうと思います。それと、あとは走行距離に応じます燃料等がランニングコストとして必要となってまいります。

それと、この予算額に対する落札というお話がございましたが、当初予算3,377万4,000円を計上しております、1,764万500円でございます。約600万のここの残はございますが、この救急自動車を丸めて全部を入札いたしますと、県内では1社しか落札できませんので、中に装備する約600万円程度の機材につきましては分離発注という格好にさせていただいておりますので、こうした予算額に対する残が出ております。予算当局との話なんですけども、大体県内の趨勢から予算額いっぱいぎりぎりかかるんじゃないかというふうに見積もりさせていただいて、当初予算に計上させていただいたというふうを確認をさせていただきました。

以上でございます。よろしくお願いたします。

失礼いたしました。予定価格ではなくて当初予算額の金額でございまして、当初、予定価格というのを申しましたのは、この自動車の見積もりに関する車両部分についての価格が2,000万円を超えておりましたので、このたび議決案件として上程させていただいたという説明をさせていただきました。大変申しわけございません。機材の中には平成17年度に施行されました薬事法によりまして、高度資材が含まれております。輸血ポンプであるとか人工呼吸器等が含まれておまして、このことを全部満たす業者というのは1つしかございませんので、こういった機械につきましては別にしているという関係で、このたび車両についてを2社の入札ということにさせていただいております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 購入に関する問題は、ここで一番私は大きく取り上げたいのは、さきにきれいセンターにおいてパッカー車の購入がありました。それも本来は随契でやられとった様子でございます。多分、安芸高田市の市長の助言があつてから、この二、三年は地元業者で入札をされとるわけです。

御存じのように、パッカー車も特殊車両でございます。しかしながら、それを地元業者が落札して、今、契約相手方のここでいう広島トヨタがすることを業者がやられとる。このように何らかの形で地場産業の活性化にするためには、そういう手法を取り入れないと、地元にならぬからとか1社しかないからとか、今度は大きな事業は、建設業界にしても大手がとって地元が下請と。それもまかり通ってるなど。今度は、逆に地元の業者が落札して、これを下請を広島トヨタにするという、そういうふうな方法を取り入れてあげないと、地元業者というのは救われんですよ。軽易な修理というのは、多分パンクしたとかタイヤ交換とかエンジントラブルとかいうことは、これは車関係ですから地元業者でもできると思うんです。

それで、今言われた広島トヨタの北店ですか、これが中の全部までは点検できるわけではないわけですね、業者がかかわってるわけですから。そしたら、理屈からしたら、地元業者でも十分これはできるわけなんです。だから、指導するには、今後は地元業者の入札業者にさせて、後の維持管理については、今度はそういう逆に大手を下請にするというぐらいの発想をさせないと地場産業の育成にもならないし、既に特殊車両をそういうふうに関係するにやられるんだから、更新さえあればできると思うんです。

消防長も、この年の4月の異動で、答弁には非常に難しい面があるかと思うわけですが、しかしながら、業者というものは日々の暮らしに追われとるわけですね。行政の力をかりたいと、何らかの形でかりたいと、頑張りたいと言われとる中で手助けできるのは、こういう方法でできると私は思うわけなんです。地域に力をつけさせるためには、今聞いたのは、そういう内容を聞いて、これなら私は、きれいセンターのパッカー車と何ら問題はないなと思いましたが、その点について、こういう契約を、随契、1社しかないようなところは逆に地元業者にやらせても別段問題がないと思うわけですね。そういう意味で、方向性を本来なら市長さんの方に伺うのが本意かと思いますが、検討があるか、それとも今後もうこういう形で、代替のものがある場合はこういう方式でいくとかいうところの方向性の答弁をお願いいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御意見ありがとうございます。車に限らず、物品購入、例えば印刷とか、いろんな面で改良していかないけん面がございます。ただ、業者の方も少し勉強していただいて、コストの勉強とか、こういうことを踏まえて、できるだけ市の業者の方々に入札できるように配慮をしていきたいと思っております。ちょっといろんな業者の認識の問題とか、いろいろあるんで、時間をいただいて、そういうことを前向きに考えていきたいと思っておりますので、またよろしく御理解をしていただきたいと思います。また、これは車に限らず、全部のことについて言えると思うんで、業者

の意識とか、条件が少々であれば、行政とすれば地元の業者ということになりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ございませんか。
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。
(反対討論なし)

○藤井議長 反対討論なしと認めます。
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
16番 入本和男君。

○入本議員 先ほど市長さんの方から、今後の業者の課題ということもありましたが、先般の例を出したわけですが、非常にきれいセンターも入札に関してオープンになってきたと、二、三年変わったというのをお聞きしたわけですが。よって、かなりの安芸高田市の市長さんの考えが、そこに意見が取り入れられたと。先ほど申しましたように、意識改革をすれば業者の方も努力して、今回はパッカー車を入札されませんでした。前は落とされて、今回も参加しておられました。残念ながら安芸高田市では6社のうち1社でございましたけど、しかしながら、そういう業者も安芸高田市におりますので、今後ともこういう前向きな姿勢で地場産業の育成に取り組んでいただくことを希望して、賛成をいたします。

○藤井議長 ほかに討論はありませんか。
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第59号「物品購入契約の締結について」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第60号 平成21年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）

○藤井議長 日程第11、議案第60号「平成21年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第60号「平成21年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」について提案理由の御説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億6,651万8,000円を追加し、予算の総額を216億9,651万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金262万円、使用料及び手数料80万4,000円、国庫支出金10億6,153万2,000円、県支出金1億2,567万3000円、財産収入266万2,000円、繰入金1,556万6,000円、諸収入5,766万1,000円をそれぞれ追加をするものであります。

歳出につきましては、議会費126万1,000円、総務費12億3,836万7,000円、農林水産業費1億1,742万9,000円商工費239万4,000円、消防費1,073万円、教育費635万3,000円をそれぞれ追加し、民生費3,577万4,000円、衛生費1,854万1,000円、土木費5,570万1,000円をそれぞれ減額をするものであります。

慎重なる御審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは、議案第60号「平成21年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の要点の御説明を申し上げます。

まず最初に、説明資料をお届けしておりますが、これの1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。1ページ、2ページでございます。歳入及び歳出において、このたびの補正額の内訳を目的別に区分した表を掲載をしております。補正額が12億6,651万8,000円のうち、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業が9億4,362万7,000円、子育て応援特別手当支給事業が2,758万2,000円、県の緊急雇用対策基金事業が2,779万1,000円、一般事業分が2億6,751万8,000円で、補正後の総予算額は216億9,651万8,000円となっております。

3ページをお願いいたします。補正額の節の内訳でございます。補正額の中では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業のうち工事請負費が基幹集会所や小・中学校施設を初めとする各種施設の改修工事、また市道改良・維持修繕工事などの計上により最高額となっております。

次に、4ページ、6ページには、一般事業分を除きます地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業等3事業の所管部局別の事業明細を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

次に、7ページ、8ページをお願いいたします。このたびの補正につきましては、本年度4月1日発令の職員の人事異動と人事院の臨時勧告に伴います期末手当支給率の改定等、あわせて各費目において職員給与費の補正を行っております。また、特別会計におきましても、国民健康保険



特別会計、介護保険特別会計、介護サービス特別会計、公共下水道事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、浄化槽整備事業特別会計、簡易水道事業特別会計の8つの会計で職員給与費の補正を行っております。

まず、職員給与費補正の総括でございます。費目別に左側が補正後の数値、中央が補正前の数値、右側が増減比較でございます。表の中段より少し下に一般会計の合計が掲載をしておりますが、一般会計所管の職員総数は417人で、補正前と比較しますと5人の増で、補正後の職員給与費の総額は36億2,632万9,000円でございます。

次に、一般会計の下に特別会計の合計を掲載しております。特別会計所管の職員総数は39人で、介護サービス特別会計所管の職員が1人の増加、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、浄化槽整備事業特別会計所管の職員がそれぞれ1人の減少、簡易水道特別会計所管の職員が3人の減少、また特定環境保全公共下水道事業特別会計所管の職員が4人減少し、補正前と比較しますと10人の減少となっております。一般会計、特別会計を合わせた職員総数は456人で、当初予算と比較しますと5人の減、予算では4,142万3,000円の減となっております。

それでは、補正予算書の方の8ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、12款の分担金及び負担金、1項の分担金、2目の農林水産業費分担金262万円の増額は、基盤整備事業費の増に伴う受益者分担金の増でございます。

13款の使用料及び手数料、1項の使用料、8目の農林水産業使用料80万4,000円の増額は、八千代ミニライスセンター農業機械等の使用料を計上するものでございます。

14款の国庫支出金、2項の国庫補助金、1目の総務費国庫補助金9億2,193万4,000円の増額は、国の補正予算によります地域活性化・経済危機対策臨時交付金を新たに計上したものでございます。

2目の民生費国庫補助金2,757万7,000円の増額は、同じく子育て応援特別手当費補助金を追加したものでございます。

7目の農林水産業費国庫補助金1億1,140万6,000円の増額は、農山漁村活性化プロジェクト支援事業の実施に伴います交付金を新たに計上したものでございます。

3項の委託金、2目の民生費委託金36万9,000円の増額は、国民年金システム改修に伴う国民年金事務費委託金の追加でございます。

4目の教育費国庫委託金24万6,000円の増額は、国の学力の把握・調査研究事業実施に伴う委託金を計上したものでございます。

15款の県支出金、2項の県補助金、1目の総務費県補助金9,192万6,000円の増額は、消費者行政活性化事業実施に係る補助金と生活路線確保対策事業実施に係る元気づくり緊急交付金の追加による県補助金の増額でございます。

4目の農林水産業費県補助金450万円の増額は、小規模農業基盤整備事

業費及びひろしまの森づくり事業の増に伴う県補助金の増額でございます。

7目の労働費県補助金2,778万8,000円の増額は、安全・安心パトロール事業、不法投棄防止パトロール事業、吉田歴史民俗資料館収蔵資料整理保存事業、図書館寄贈図書整理事業の実施に伴う緊急雇用対策基金事業補助金を新たに計上するものでございます。

3項の委託金、4目の教育費委託金145万9,000円の増額は、訪問型家庭教育相談体制充実事業、学力向上研究推進事業及び豊かな体験活動推進事業に係る委託金を新たに計上したものでございます。

16款の財産収入、2項の財産売り払い収入、1目不動産売り払い収入266万2,000円の増額は、高宮町のえのき団地売却金を追加するものでございます。

18款繰入金、1項特別会計繰入金、10ページに移りまして、1目の老人保健特別会計繰入金598万5,000円の増額は、平成20年度の老人保健特別会計の医療費等の精算に基づく法定繰出金の精算返納金でございます。

3項の基金繰入金、5目の財政調整基金繰入金958万1,000円の増額は、このたびの補正に伴う財源調整のため繰り入れするものでございます。

20款の諸収入、5項の雑入、4目の雑入5,766万1,000円の増額は、生活路線確保対策事業に伴います安芸高田市公共交通協議会からの返納金、地域振興会への助成金の財源としてのコミュニティー助成事業助成金、省エネルギービジョンの策定事業に係ります補助金、地域共生ビジネス支援事業に係ります補助金、幼年消防用備品購入事業に充当します日本消防協会助成金を計上したものでございます。

12ページをお願いいたします。続きまして歳出でございますが、1款の議会費、1項の議会費、1目の議会費126万1,000円の増額は、職員給与費の補正によるものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費2億1,971万円の増額は、同じく特別職及び一般職の給与費の補正が主なものでございます。

5目の財産管理費1万7,000円の増額は、集会所等に新たに設置いたしました浄化槽の点検、管理委託料等及び地域小規模集会所整備補助金の追加に伴う増額、また減額につきましては、集会所へのAEDのレンタル料を臨時交付金事業へ組み替えたものによるものでございます。

7目の企画費1億9,415万4,000円の増額は、生活路線確保対策事業に係りますバスの購入費1億122万円と安芸高田市公共交通協議会への負担金9,293万4,000円の増額でございます。これは協議会が事業主体として実施いたしますデマンド運行用車両4台、智教寺、川根地域の運行を行います市所有車両3台の購入費、またデマンド運行システム構築のための委託料が主なものでございます。

10目の諸費882万6,000円の増額は、広島県の緊急雇用対策基金を財源とした防犯パトロール事業の臨時雇用賃金と事務費、14ページに移りまして、県の消費者行政活性化補助金の財源とした消費者生活相談窓口等

の機能強化を図るため、専用窓口に事務機器設置、相談員、職員の研修・啓発用パンフレット作成、講演会開催等に係る経費の新規計上と消費生活相談員の研修会出席に係る報酬を追加するものでございます。

12目の自治振興費980万円の増額は、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を財源として実施いたします地域振興会への備品整備等のコミュニティ助成事業助成金を新たに計上するものでございます。

15目の地域振興費は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業を総体的に管理するため新たに創設した費目で、先ほど資料により御説明させていただきましたとおり、9億4,362万7,000円を計上するものでございます。主なものといたしましては、基幹集会所や小・中学校施設を初めとする各種施設の改修工事、また市道改良・維持補修工事などの計上により、15節の工事請負費が6億6,931万4,000円と最も大きい補正額となっております。

続きまして、18節の備品購入費は、基幹集会所、人権会館、庁舎等への地上波デジタル対応テレビの整備、1人1台パソコン・プリンターの整備、防犯パトロール車整備等が主なもので、8,930万円の補正額となっております。

16ページをお願いいたします。2項の徴税费、1目の税務総務費の809万6,000円の増額、3項の戸籍住民基本台帳、1目の戸籍住民基本台帳1億4,276万3,000円の減額、4項の選挙費、1目の選挙管理委員会費13万円の減額、5項の統計調査費、1目の統計調査総務費341万2,000円の減額、6目の監査委員費、1目の監査委員費44万2,000円の増額は、いずれも職員給与費の補正による増減でございます。

3款の民生費、1項の社会福祉費、1目社会福祉総務費5,250万1,000円の減額は、同じく職員給与費の補正による減で、18ページに移って、国民健康保険特別会計への職員給与費の繰出金の増によるものでございます。

3目の老人福祉費189万7,000円の減額も、同じく職員給与費の補正による介護保険特別会計への繰り出しの減と介護サービス特別会計への繰出金の増でございます。

4目の国民年金費36万9,000円の増額は、社会保険庁の未納者対策に伴う国民年金システム改修費を追加したものでございます。

6目の人権推進費253万6,000円の減額は、男女共同参画都市宣言記念事業の実施に伴い、男女共同参画都市宣言策定協議会を設置し、委員会への報酬、費用弁償と事業PRのための事務費等の増額、また集会所浄化槽設置に伴います設計委託料及び工事請負費の臨時交付金事業への組み替えによる減額が主なものでございます。

7目の人権会館費780万9,000円の増額は、職員給与費の補正でございます。

2項の児童福祉費、2目の保育所費1,460万円の減額は、職員給与費の補正による減額と吉田保育所の窓等改修工事に係ります設計監理委託料と工事請負費等を臨時交付金に組み替えることによる減額でございます。

20ページをお願いいたします。3目の児童手当2,758万2,000円の増額は、国の補正によります子育て応援特別手当事業に係ります経費を新たに計上するもので、前年度は第2子以降が対象であったものを今年度は第1子から対象としたものでございます。

4款衛生費、1項の保健衛生費、1目の保健衛生総務費393万2,000円の増額は、職員給与費の補正と新型インフルエンザ対策に係りますマスク等の医薬材料費を計上するものでございます。

2目の健康づくり推進事業費228万円の増額は、産休代替保健師の雇用によるものでございます。

4目の環境衛生費1,629万3,000円の減額は、省エネルギービジョン策定事業実施に伴います策定委員会設置による委員報酬及び事業委託料、広島県の緊急雇用対策基金を財源とした不法投棄防止パトロール事業の臨時雇用賃金及び自動車借り上げと事務費の新規計上による増額、また職員給与費の補正による浄化槽整備事業特別会計へ、簡易水道事業特別会計への繰出金の減額によるものでございます。

22ページをお願いいたします。2項の清掃費、2目のし尿処理費846万円の減額は、職員給与費の補正によるものでございます。

6款農林水産業費、1項の農業費、2目の農業総務費562万5,000円の増額は、職員給与費の補正による人件費の増と農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額によるものでございます。

3目の農業振興費1億1,603万8,000円の増額は、JAが事業主体で実施をいたします国庫補助事業の農山漁村活性化対策事業として、水耕ネギ栽培施設整備及び集出荷機械整備に対する補助金と、地域総合整備事業団の補助金を財源とした地域産業ブランド推進事業実施に伴う補助金が主なものでございます。

4目の畜産振興費につきましては、事業実施主体の変更による費目の組み替えでございます。

5目の農村整備費1,000万円の減額は、地域農道リフレッシュ事業助成金事業費を臨時交付金事業に組み替えによる減額でございます。

2項の林業費、1目の林業総務費376万6,000円の増額は、職員給与費の補正によるものでございます。

2目の林業振興費200万円の増額は、24ページに移りまして、県補助金を受けて実施しております、ひろしまの森づくり事業費の増額でございます。

7款の商工費、1項の商工費、1目の商工総務費239万4,000円の増額は、職員給与費の補正によるものでございます。

8款の土木費は、すべて職員給与費の補正によるものでございます。

1項の土木管理費、1目の土木総務費が1,968万円の増額、2項の道路橋梁費、1目の道路橋梁総務費が3,650万2,000円の減額、4項の都市計画費、1目の都市計画総務費が409万1,000円の増額、2目の公共下水道費が4,099万3,000円の減額で、公共下水道事業特別会計及び特定環境保全公共下水

道事業特別会計への繰出金の減額でございます。

5項の住宅費、1目の住宅管理費が197万7,000円の減額でございます。

9款の消防費、1項の消防費、1目の常備消防費1,211万円の増額は、26ページに移りまして、職員給与費の補正による増額、防火服の購入事業費を臨時交付金事業への組み替えによる減額が主なものでございます。

4目の災害対策費138万円の減額は、災害対応の備蓄品購入事業費を臨時交付金事業へ組み替えするものでございます。

10款の教育費、1項の教育総務費、2目の事務局費852万3,000円の増額は、特別職と一般職の職員給与費の補正による増と、学校規模適正化検討委員会の人員及び開催回数の見直しに伴います報酬の増額でございます。

3目の学校教育振興費56万円の減額は、学力向上推進事業費において吉田中学校を除く中学5校が県の学力向上研究推進地域の指定を、可愛小学校が国の学力の把握に関する研究の指定を受けたことにより、講師派遣、事業研究等の学力向上推進を実施するための謝礼金を追加するものでございます。また、体験活動推進事業費においては、吉田小学校が県の豊かな心を育てる体験活動推進事業の指定を受けたことによる講師派遣謝礼金等の増額でございます。いずれも国費あるいは県費を財源に実施するものでございます。

28ページに移ります。生徒指導対策事業費につきましては、昨年度、県費により市内の小・中学校に家庭教育支援員を3名配置し、児童生徒、保護者、学校への支援を行ってまいりましたが、今年度より補助が打ち切りとなったことにより、一部の事業見直しに伴う減額でございます。

4項の幼稚園費、1目の幼稚園運営費766万3,000円の増額は、職員給与費の補正による増でございます。

5項の社会教育費、1目の社会教育総務費2,773万円の減額も、同じく職員給与費の補正によるものでございます。

2目の生涯学習推進費42万2,000円の増額は、県の委託を受け、訪問型家庭教育相談体制充実事業の実施に伴います謝礼金を追加するものでございます。

6目の図書館費338万3,000円の増額は、広島県の緊急雇用対策基金を財源とした図書館寄附図書整備事業の臨時雇用賃金と委託料及び事務費を新たに計上したものでございます。

8目の文化芸術振興費969万6,000円の増額は、同じく広島県の緊急雇用対策基金を財源とした吉田町歴史民俗資料館収蔵資料整理保存事業の委託料を新たに計上したものでございます。

6項の保健体育費、1目の保健体育総務費12万9,000円の減額及び3目の学校給食費508万5,000円の増額は、それぞれ職員給与費の補正によるものでございます。

30ページ、31ページには、特別職及び一般職のそれぞれの給与費明細書を掲載をしております。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
5番 和田一雄君。

○和田議員 今、説明を聞いたわけなんですけど、先ほどありました県からの補助の対策でバスの購入と言われたんですけど、そのバスの購入をされて、いわゆる今進められてるデマンドとか、そういったところがまず出発点だろうと思うんですが、このことが先ほども同僚議員からありましたが、そのバスの購入についても、どういう形態にして、それから先の事業に対する、バスをどういう方向で使用するのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいんでございますが。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 御質疑の内容は、企画費の方で歳出の方でいいますと計上をいたしております。12ページ、13ページになりますが、生活路線確保対策事業費の中の備品購入費等に係るものであらうと思っております。御質問がありましたように、現在、生活確保対策事業として、この10月から試行運転をしていくべく今、市内の事業者の皆さんと具体的な協議を進めさせていただいております。さきの御質問にもありましたが、このたびの生活確保対策の備品購入につきましては、まだ具体的な予算の執行方法等については検討をしていないのが実情でございます。先ほど市長の方から答弁がございましたように、この事業執行につきましては、そういった意味においては十分検討をして事業執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

実際の運行につきましては、当面10月からの運行につきましては、市内事業者の皆さんで高宮、美土里の試行運転に入る予定にしております。この試行運転に係ります事業者さんについては、市内の7事業者さんの中でお願いをさせていただきたいということで現在、事業者の皆さんと協議を具体的に進めさせていただいておりますという状況でございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
5番 和田一雄君。

○和田議員 今、説明を受けたんですが、いわゆる物品購入ということで、それを市が購入して、市の所有になると。それを委託して、今説明がありましたように7事業所に委託をすると。そのときに、こういった形態の委託をされるんか。いわゆる車検費用とか、委託の関係で今からの話じゃ言われましたけど、そういうことをあらかじめこの予算の中に入れてあるのかどうか。そういったことをしとかなないと、ただ10月から試行試行言われても、ただ予算を計上した、はい、試行しますということではいかなるもんかと、いわゆるプロセスがどうなってるかということをお聞きするわけですよ。ですから、委託業者に所有物を、市の所有になるわけです。

よう。それをどういった形態で委託をするのか、そこをお聞きします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 委託の内容でございますが、予算で計上させていただいておりますので、当然バスの所有は市になります。その市が所有したものを受託をされる業者の方に、車検を含めたすべての経費をもって業者の皆さんで運営をしていただくということをお願いをさせていただきたいということで、現在は協議をさせていただいております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

5番 和田一雄君。

○和田議員 今回の答弁ですが、業者に委託して、結局今、車検も含めて、メンテも含めてということですが、そうした場合と、頭から業者に全部を委託した場合との調査的なものをされたんだろうとは思いますが、今から台数が今回4台ですか、それから徐々にまたふえて、最終的に10台とか言われましたけど、またそれから大型バスもということになれば、かなりの金額が今から必要であろうと思うんですよ。ですから、そういったところをもう少し調査された方がいいんじゃないかというふうに思うわけなんですけど、その点は全部、失礼な言い方ですが、できてますか。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 先ほど説明申し上げたような内容で委託をさせていただくということで、現在協議をさせていただいておりますが、この方法の決定につきましては、先進地等の事例も当然研究をさせていただいた中で、この方法で事業に向けて取り組んでいくということで結論を出させていただいて、現在、事業を進めさせていただくということでございます。

国や県の補助金を活用するということになりますと、当然事業実施主体が市等になりますので、そういったところについては当然一つのルールがございますので、それから以降の分については、先ほどありましたように先進地等の状況を検討させていただきながら、現在のような手法をとらせていただいたということでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

6番 水戸眞悟君。

○水戸議員 6番です。先ほどの5番議員の質疑に関連をしておるところでございますが、先ほどの13ページの件でございます。これにつきましては、前回は委員会のときにもお話をしたことがあると思うんですけども、9,000万円にわたる広島県の元気づくり緊急交付金の対象事業だろうというふうに考えておるところでございます。いま一度確認をさせていただきたいのですが、まず18の備品購入費でバスの購入というふうな説明を受けております。つまりバスの購入に1億122万円が充てられております。また、19節の方では負担金補助及び交付金ということで、これにつま

しては9,293万4,000円といったもので、安芸高田市の公共交通協議会負担金ということで、このところでも智教寺ないし川根地区におけるバスの購入といったような説明があったと思うのですが、私として、それ聞き間違いがあるかもわかりませんが、このところの18、19のところについて、詳しい説明をいま一度お願いします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 まず、財源の説明でございます。歳入の方の9,000万円の国県の支出金につきましては、先ほど御質疑の中でございましたように、広島県の元気づくり緊急交付金の財源を充当するというところでございます。それが歳出の方の備品購入費の1億122万円に充当がされるということで、若干の一般財源をあてがうという結果にはなっておりますが、一応原則3分の2の補助を10分の10ということで特認をいただいて、9,000万円の補助金を受ける予定でございます。

それから、御質疑の中にありました協議会への負担金9,293万4,000円でございますが、これが御存じいただいておりますように、生活路線確保対策協議会が事業主体で現在、これまで動いてきております。この協議会が国の方の補助金を受けて実施する事業がその他の財源で3,800万円を計上させていただいておりますが、これが国の補助金を協議会が受けて実施をするものでございます。予算の流れといたしましたら、9,293万4,000円を一般会計の方から協議会の方へ支出をいたしまして、協議会の方へ国から受けられた補助金について、後に一般会計の方へ返納していただくという手法をこのたびとらせていただいておりますので、歳入の方へ3,800万円を計上させていただいておりますという予算の組み方にしております。先ほどございましたように、元気づくりの方で1億122万2,000円の方で大型のバスを計5台購入を予定をさせていただいております。

それから、協議会の事業主体で9,293万4,000円の予算を繰り出すことにしておりますが、これはデマンド型の小型のバスを協議会の方で別途補助金を受けて購入をするということで、二手でバスの購入をするというような予算の仕組みになっておりますので、最終的には先ほどの和田議員さんの御質疑にもありましたが、大型を6台と、それからデマンド型、中型といいますか、それを10台と最終的には整備をしていくという計画でございます。

ことしの10月から試行運転をします智教寺と川根についての専用のバスにつきましては、協議会が事業主体でデマンド型と同じように協議会の方で購入をさせていただくという予算立てで、現在整理をさせていただいております。よろしく申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

6番 水戸眞悟君。

○水戸議員 この広島元気づくり緊急交付金につきましては、私の方も若干の情報



を持っておりましたので、でき得る限り安芸高田市としてのアイデアを凝らした、あるいは市域の暮らしの安全云々の議論があるんですけども、そういうアイデア商品になるのかなというふうに思っておりましたが、今回、新交通体系の方に充用をされておるといふことでございます。先ほど来、大型バスが計6台の、あるいは小型10台、デマンド型がというふうにお話をいただいておりますし、またこれの運用内容あるいはこれから出てくるバリアフリーであったりユニバーサルデザインに関連であったりといったようなことについては、今後まだまだ検討する余地があるんですよということなんですけれども、県の方の9,000万円の事業採択が既になっておるのか、あるいはまだ要望中なのか。しかし、要望しておるのであれば、これから考えますよというのは少し、遅い話なんで、一定程度の県に対する9,000万円の事業要求がなされておるといふことについては、その裏づけである一定の運用体系といったようなものもある程度はできているのではないかというふうにも考えます。

そういったようなことから、今回ここに安芸高田市の地域公共交通総合連携計画というものが示されておまして、その中に新交通体系の概念図というものもあります。これらとの整合性について、いま一度お伺いしたいというのと、県の方に既に9,000万円の事業申請がなされておるといふことについては、それは一定程度のこの新交通体系との整合性を県の方に話してあると思うので、その辺について多少の説明をつけ加えていただきたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは、計画全体の御質疑、それから県の9,000万円の現在の予算的な状況についてということの御質疑でございます。それでは、詳しいことにつきましては担当課長の方から御説明申し上げます。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長 先ほどの水戸議員の御質問にお答えさせていただきます。

バス運用体系と今回の予算の関係について、もう少し詳しく説明いただきたいということだったと思いますが、今回、連携計画の方でもお示ししておりますように、また先般2月の議会の中でも、新たな公共交通体系についても御説明させていただきましたように、今年度10月から、まず高宮、美土里地域から朝夕の定時・定路線の運行をするバスのもので、定時・定路線を除いた約8時半から3時半の時間帯をデマンド型のバスをもって自宅から目的地までお送りするという2つの体系で安芸高田市の新交通体系を入れていきたい。そういった方向も示させていただきたいと思っております。そうした中の一つの事業の中で、今回、県の元気づくり交付金としての要望をしております大型バス3台、小型29人乗りバス2台につきましては、今後、朝夕の定時・定路線を走る専用のバスとしてまずは使っていきたい。それが県の元気づくり交付金として申請してるも

のでございます。

また、協議会の方で申請しておりますデマンド型のバスにつきましては、それについて今回、高宮、美土里地域を4つの路線で運行形態を図りたいということの中で、デマンド型のバス4台の購入費及び智教寺及び川根地域の自主運行に伴う車、そして運行するための管理システム等のもので導入費、そういったものを協議会の予算として対応をしているものでございます。なぜ今回、バスの予算を元気づくり交付金で買ったかということに関しましては、来年、安芸高田市全域をこの朝夕の定時・定路線での運行と昼間のデマンド型に全部を移行するとなると、現在、朝夕及び昼間の運行を委託しております備北交通が撤退という協議の中、そういった方向が示されております。そうした中、朝夕の定時・定路線については、子供たちの通学及び通勤、そういったものに対する一定の大型の車両が必要となる。そういった判断のもと、今回、県の元気づくり交付金を活用し、5台購入するというものでございます。

そしてもう1点、少し説明させていただきますと、今回、地域公共交通協議会という予算に事業主体となるという、これがちょっと今までの事業の流れと少し違います。これはどういったことかといいますと、これは平成19年5月に、国の方の法律で地域公共交通の活性化及び再生に関する法律というのができまして、その中で安芸高田市の公共交通体系を見直すに当たっては、一定の要件があるわけですが、事業主、また国、県及びそこで働く組合員、そういったものの中で協議会を立ち上げ、協議会の中でつくられた総合連携計画に基づき、公共交通体系の見直しをなささいという法律が施行されました。そうした中、今回、総合計画連携計画書に基づき、安芸高田市公共交通協議会において事業主体となり、国への申請、実績方向に基づき補助金等が入ってくるという仕組みになっております。そういった中の予算立てとして、協議会の負担金として9,000万余りを組まさせていただきましたものでございます。

もう1点、県の元気づくり交付金について、申請状況はどうなっとるんかということでございますが、今回、県の元気づくり交付金は、5月の28日が計画書の要望を提出する期限となっております。そういった中、今後の安芸高田市の公共交通体系を考える中、元気づくり交付金としてバス車両5台の購入を県の方に要望したものでございます。まだ交付決定等は現在のところ来ておりません。以上です。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

14番 青原敏治君。

○青原議員 先ほど来の関連になろうかというふうに思いますけど、交通システムを考えられ、バスを購入するという事なんですが、それ以前に、安芸高田市にはバスを持っておられる会社が3社ほどあるわけですね。そこらの利用等を計画云々をされたのかどうか。市が直営でやるのであれば、いろんなことがかかわってくるわけですね。安心・安全のための保険であるとか保障であるとかいう問題も出てくるだろうというふうに思います。それと、今のバスによっては営業車であるか、俗に言う青ナンバーであるか、白ナンバーであるかという取り扱い等々、そこらも十分検討されて今回の運びになったのかなというふうな思いがするんですが、先ほど部長の答弁の中でも、まだ具体的には云々というのが出てきましたけど、そこらもきちっとした対応をしていただかないと、市民の生命を預かる道具の一つでございますので、やっぱり安全性は第一に確保できるような形で運行をしていただきたいというのが我々の願いだろうというふうに思っております。そこら辺あたりのことを少し御答弁をいただければというふうに思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 先ほどの答弁でも申し上げましたように、市内の事業者さんが7社いらっしゃると思いますので、7社の事業者さんと連携をとらせていただいて、協議を重ねさせて現在来ております。もちろん市民の皆さんを運送するという、安全が第一の業務でございますので、関係の法令等につきましては、当然許可等の必要性があれば、そういった手続をとりながら、現在、業者の方々と協議を進めさせていただいておりますので、開始に向けては、そういった関係法令等はすべてクリアできる状態でスタートをする状況に持っていくというふうに現在の行程では考えております。以上でございます。

○藤井議長 答弁漏れがありましたですか。

引き続き答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 失礼しました。市内の3社のバスを所有の業者の皆さんも7社の中へ当然入っていただいております。その中で、全体の運行計画については御説明をしながら協議をさせてきていただいておりますので、現在の段階では所有のバスを使った形での運送ということは考えておりませんので、先ほど申し上げた市が購入をしたバス、それから小型バスを利用した運送ということで計画をさせていただくということでございます。よろしく申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

14番 青原敏治君。

○青原議員 先ほども同僚議員の方からありましたように、市内業者の育成ということもありますので、そこらはるる考えられて今回の処置をされたんだ

ろうというふうに思っております。

それで、今度はどういう経営体系でやられるのか、これは市が直営でやるのか、また委託してやるのか。今は交通協議会ですか、あそこに全部を委託してやれるんかどうか、そこらあたりはこういうふうな経営の体系をとられるのか。これは、ただというわけじゃないと思うんですよ、多少の料金はいただいて利用していただくというふうになると思うんですが、そこらあたりの経営のところをひとつ御答弁をお願いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 先ほどの前議員さんの御質疑にもあったと思いますが、現在の段階では、市内の7事業者の皆さんへ運送につきましては委託をさせていただいて、実施をするということで計画を進めております。御質疑にありましたように経費が当然かかりますので、それにつきましても、今回の予算の中に補正として計上させていただいて、10月から試行運転を計画しておりますので、それへの対応としては既に今回、予算を計上をさせていただいておるということでございます。まだ具体的にどのエリアをどの業者さんがというようなところまでは協議が整っておりませんが、近々そういった協議の具体的なことも決定をさせていただくという段取りになっておりまして、10月への向けての試行の準備を現在進めておるということでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員 今回の補正については、それこそ状況的には降ってわいたような形でこの予算が国、県の方から来たということでございます。もともと21年度の予算をそれこそ営々とした形で見積もりながら、今年度の予算ができました。それで、わずか三月後にこういったような大型の補正予算が組まれるわけでございます。根っこの部分は緊急経済対策ということでございますので、やはり緊急的な効果が期待される面があるわけですね。このことは、やはり市としても受けとめなきゃいけないというふうに思います。そして、これだけの大型補正でございますので、今後の市政運営のために、いかにこのお金を使って今後のまちづくりに生かしていくかという中長期的な考え方が必要だろうというふうに思うわけでございます。

それらも各項目の中には見られるわけでございますが、まず質疑の内容は、さきにも言いましたように、緊急的な形で当市に経済効果なり、あるいは事業効果が期待できるものとして、例えば地域活性化の中で、市の商工会への補助金を初め地域農業への事業補助金という形で各種のものが組まれております。これらについての効果をこういったような形で元課では考えられておるのか。また、今後、地産地消の推進に関して、

これからの生産条件の整備事業あたりはかなり高額な予算が組まれておりますが、これらについての効果について、どういうふうにお考えになっているのか、そこら辺についてお考えをお伺いしたいのでございます。

次に、各種特別会計の中から、例えば公共下水であるとか特環であるとか、それから農集であるとかという形で、かなり減額予算になっております。これらが職員のとても廃止による減額というふうには思いませんが、これらの各種事業が今後どういったような形で今年度の事業運営をされようとしているのか、そこら辺についてのお考えをお聞きしたいのがまず第1点でございます。以上でございます。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

産業振興部長 金岡英雄君。

○金岡産業振興部長 ただいまの御質問の中で、産業振興部関係についての御答弁をさせていただきます。

商工会あるいは農業関係への助成等についての御質問でございますが、いわゆる商工会につきましては、この説明資料の4ページの一番下にありますプレミアム商品券ということで、前回の商品券1億でございましたが、今回2億を想定してこの予算を計上させていただいたものでございます。現在、前回の分の集計をしてみますと、これはまだ確定ではございませんが、大体1億1,000万円のプレミアム商品券のうち99.86%が回収ということで、未回収部分が大体14万円程度ということで、現在そこらの分析も行っておりますが、前回の反省点というか、課題ということもございまして、これによる効果はかなり期待できたというふうな状況の中で、この再度のプレミアム商品券の計上をさせていただいたものでございます。これらにつきましては、さらに額も多くなっておりますし、前回の反省点等も含めて今、予算成立をいただきましたら、より具体的な対応等について商工会と整理をしていきたいといひますか、調整をしていきたいというふうにご考慮しております。

前回の中の今申し上げました中で、大型店と小売店の概算の振り分けでございまして、いわゆる大型店が23%程度、それから小売業者の方が77%程度ということでございます。そういう関係で、小売店にもかなりこういうものが影響を与えてるということで、そういう取り組みを続けさせていただきたいということでございます。

それから、農業関係でございますが、いわゆる農業の中の地産地消とか、これの効果ということで、この中で主なものを申し上げますと、例えば地域営農課のところのブランド米等の予算でございまして、これらにつきましては、いわゆる機械の共同利用型の導入ということで、今、高宮を中心にこだわり米の研究部会ということがございまして、そこで、先般も新聞等に出ておりましたがマルチ式の田植え機の購入をして、こだわり米をふやしていきたいと。それで、20年度で大体20ヘクタールでございまして、25年に25ヘクタール程度に伸ばしていきたいということで予算を計上をさせていただいております。

それから、野菜生産振興ということで、これはJ Aの野菜部会の方でございしますが、ブロッコリーの定植機あるいはタマネギの定植、収穫機などを予定をしております。ブロッコリーにつきましては、20年度で15ヘクタール、25年度で45ヘクタール程度、またタマネギにつきましては、1ヘクタールを1.5ヘクタール程度にとということで取り組みをしたいということで、ここへ予算計上させていただいております。そういう中での地産地消も含めて、いわゆる米の分野、野菜の分野等の拡大を図っていききたいというふうに考えております。

それからもう1点、その下のえびす茶の関係でございしますが、これは農協の方で、えびす茶を生産をされております。これにつきまして、今後ブランド化も含めながら生産拡大をしたいということで今回、事業等の予算計上をさせていただいております。以上でございます。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

副市長 藤川幸典君。

○藤川副市長 新年度予算も間もなく二、三カ月でこういった経済対策の臨時交付金で、どのような効果が出るかということでございしますが、御案内のとおり、以前から私が申し上げておりますように、市の財政健全化計画、さらにそれに見合った実施計画を見ながら、行財政改革の中で予算編成をしておるところですね。それは御承知にさせていただいておろうと思っておりますが、この2月の補正と今回の補正は、これは本当の真水のお金を、公金をいただくわけですよ。

御案内のとおり、この資料の4ページにございましたように、すべて今までの課題でございましたものが、この交付金によって解消されると執行部の方は思っておるわけでございます。支所、基幹集会所等、AEDとか地デジ、そういったテレビ、集会所の浄化槽、農道整備の舗装ですね、それとか、それぞれ支所で上がっております市道、河川、さらに将来に備える雇用促進のエレベーターとか、学校関係もすべてを次長が19の学校を視察に行っております。それに基づいて、この際、すべての学校の水洗化等をやりたいということでこの予算編成をしておるわけでございます。

本来でございますと、そういった財政計画の中では当然予算は組み立てないわけでございますが、市町にとっては正直言って随分と助かっておるわけでございます。そういった展開をしていくわけございまして、先ほど言われましたように、こういった市政運営の中で課題であったものは、この際、即そういった事業効果を出していただけて期待できるものと思っております。それと、農産物については、先ほど産業振興部長が言いましたように、さきの一般質問に出ますが、そういった生産者へはね返るようなものを即対応できるものは、この臨時交付金でしておるのが主体でございます。以上でございます。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 特別会計へのこのたびの補正の内容でございますが、説明資料の方の7ページ、8ページの方をごらんいただきたいと思いますが、このたびの特別会計の主な減額の方でございますが、補正につきましては、ここに上げておりますように、このたびの人事異動による人の配置がえによります人件費の減額が主なものでございます。これは御存じいただいておりますように、機構改革によりまして上下水道が支所へ職員として配置をしておりましたのが、それぞれ関係の特別会計の方の人件費の方へ計上されておったわけでございますが、このたび4月以降は本庁の関係課の方に職員が配置ということでございまして、一般会計の方へ職員給与が計上されておるということで、その減額を補正を計上させていただいたということが主な内容でございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
15番 金行哲昭君。

○金行議員 今回の補正は、まさしく景気対策の、今、副市長が答弁されたように、さきの分と今回において効果いうて今村議員にもあったんですけど、市長、早く実施するということが私、一番の効果と考えるんです。そこらは各担当に、政府では、ばらまきとかなんとかということもありますが、我が市では、ばらまきでも何でもいいんです。早くやっていただき、来た以上は我が市にどれだけの効果をあらわすかというのは、早くやるということが私は第一の効果と考えるんです。その点、早くするように御指導やるべきだと考えますが、どう思われますか、1点。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 今回の補正につきましては、先ほど話に出てますけど、非常に今後の財政状況を踏まえて、来年の予算がひるんだということも踏まえて、このたびの配分は指示をしております。循環型社会とかエネルギーの活用とか、こういう国の施策に沿いながら、かつ将来を見据えたこのたびの補正だと思っております。国の動向いうんじゃなしに、とにかく安芸高田市が持続するためには、来年以降もやっぱり行政はあるわけですから、そういうこともさっきの話に補足しておきます。

それから、ただいまの金行議員の御質問でございます。当然事業とすれば早くしたいと。ただ、普通のルールからいうたら、国の関係法案を全部待ったら、やっぱり御承知のように非常に後になってきます。だけど、これは私が腹をかけたにやいけんということになります。ただ、失敗したら、皆さん、あんたが早う言ったんだから責任とれやという話になるんですよ。だから、口では簡単ですけど、非常に難しい。それからまた職員の協力も要ります。先般は、いいあんばいに定額給付金とか今のプレミアムについては、国に先駆けて実施をさせていただきました。県下でも一番早い状況だと思います。これも職員の協力なり、いろいろありました。今回も、できる限り行政も腹をかけてやっていきたいと思いま

す。おまえ、ちょっと法令に違反しとるじゃないかと、こういう質問は余りせんように、できるだけそういう意味でやりますので、しっかり頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。(発言する者あり)  
和田議員、もう既に3回の質問が…。(発言する者あり)だめなんです。  
ほかに質疑はありませんか。  
3番 児玉史則君。

○児玉議員 予算のこの説明資料の4ページに載ってますエコ対応公用車の導入という事業があるんですが、これ大変結構なことだと思うんですけども、エコ対応用としては、今ハイブリッドとか、それからマツダさんが進められてる水素とか、それから今度、三菱さん、富士重工さんが出される電気なんかがありますけども、安芸高田市の方向としてどのようなエコカーの方の方向に持っていかれるのか、もしお考えがおありでしたら、市長、お話を聞かせていただければと思うんですが。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
行政経営課長 武岡隆文君。

○武岡行政経営課長 ただいまの御質問にお答えを申し上げます。  
このたびの補正予算の中で、エコ対応公用車導入事業ということでございます。確かに議員御指摘のように、トヨタ車あるいは他社の方におきまして、エコ対応の車が現在出ております。私ども、今現在考えておりますのは、マツダの100%のハイブリッドではございませんが、大体75%程度のエコ対応カーを考えておるところでございます。ちなみに、今回は10台ばかり導入したいというふうに考えてます。以上であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
16番 入本和男君。

○入本議員 今回の地域活性化・経済危機対策、非常に地場産業も関心を持っておられる部分があるんですが、総務課としては義務的経費も12億の中にあるわけですが、地場産業の活性化事業費と、また市外の方に出る予算等が積算されとると思われませんが、その比率はどのようになつとるか、わかれば教えてください。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 予算の分析として御質疑をいただいた地場産業の育成関係と、それ以外というような形での整理を現在はしておりませんので、どうしても必要でございましたら、また内容について精査をさせていただいて報告をさせていただきたいというふうに思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
17番 今村義照君。



- 今 村 議 員 15ページの地域活性化の中で工事費ということで、市道というふうに承ったわけですが、この市道改良するにはかなり高額な予算ですが、やはりある程度のおわかりでございませうか、下段の15の項目で、説明は、市道の改修及び改良に充てたいということでお聞きいたしました。市道をやるとすれば、市民感情からいって、改良及び改修の基準というのが知りたいというふうに思うわけですが、そこら辺について、どういう観点からこの工事をされる御予定なのか。
- それが1点と、29ページの文化芸術の振興に関する経費でございませうが、これは民俗資料館の保存整理のための委託料という形で組んでございませうが、今後、この事業実施後どのような形でこれを進められようとしているのか。以上、2点についてお伺いをいたしたいと思います。
- 藤 井 議 長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
行政経営課長 武岡隆文君。
- 武岡行政経営課長 御指摘の15ページでございませう。15節の工事請負費につきましては、約6億7,000万ということでの計上をさせていただいてるわけですが、冒頭説明がありましたように、今回のこの交付金につきましては、かねてからの懸案事項等の解消ということで、とりわけ安芸高田市の小・中学校あるいは基幹集会所等々各種の施設の改修、あるいは先ほどありましたように、市道あるいは農道等で各支所等から上がってきまして、いわゆるこの間、そういった維持経費の予算が十分に確保できないという立場の中から、今回、市民に密着する市道あるいは農道等の補修ということで計上をさせていただいてるわけですが、
- その他、先ほどありましたように、雇用促進住宅のエレベーターの設置あるいは先ほどありましたように農業振興施設等の整備、また交通安全施設あるいは市の保健センター等の一部改修あるいは保育所等の工事等もこの中に入っておるわけですが、総額で約6億7,000万円ということですが、よろしくお願ひします。
- 藤 井 議 長 引き続き答弁を求めます。  
建設部長 廣政克行君。
- 廣政建設部長兼公営企業部長 このたびの経済危機対策臨時交付金で市道の関係でございませうが、説明資料の4ページにございませうように、建設部の建設課につきましては、市道の維持改良事業1億690万と河川のしゅんせつ事業として1,200万円を配当いただいております。先ほどの議員のお問い合わせでございませうが、市道維持でございませうので、別に基準とかいうのは持っておりませうで、各支所長の方とまた協議をいたしまして、それぞれの配当を行っているというような形でございませう。以上でございませう。
- 藤 井 議 長 引き続き答弁を求めます。  
教育長 佐藤勝君。
- 佐藤教育長 29ページの文化芸術の振興に関する経費の中の民俗資料館運営事業費というところの内容でございませうが、現在、歴史民俗資料館の方へたくさんの方の行政文書の資料があるわけですが、その資料の整理は着々と進め

ておりますけれども、到底今の陣容では整理することができかねます。それで、4人ほど3月まで人を雇いまして、早期にあそこの資料を整理して、そしてあそこを有効に活用できるような取り組みを進めたいということで予算をお願いしておるところであります。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

12番 秋田雅朝君。

○秋田議員 予算書の同じく15ページの地域活性化・経済危機対策に要する経費ということで、1点ほど細かいことについてお伺いしたいと思います。

それで、内容的には工事請負費ということで6億9,031万という予算が組まれてあって、これに該当するんだと思うんですが、説明資料の4ページの地域営農課のストックヤード整備事業というのがございます。この工事請負費については、かねてからの懸案事項ということを今説明がございましたけども、これは吉田町の中馬の農道のところでいいんでしょうか。どこを予定されているのか、ちょっと1点お伺いしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

産業振興部長 金岡英雄君。

○金岡産業振興部長 ただいまの御質問でございますが、御質問でございますように、このストックヤードにつきましては、中馬農道を整備するに当たって県の方で事業再評価等が実施されました。そういう中で、この農道の利用効果あるいは地域農業への発展ということもありまして、中馬農道、特にトンネルがございますので、これの有効利用ということもございまして、中馬農道沿線にということで現在、その場所については調整中ということでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

12番 秋田雅朝君。

○秋田議員 検討中ということでございまして、私がちょっとお伺いしたかったのは、堆肥の流用ですかね。ストックヤード建設後の堆肥の流用、運用等はどのようにお考えになっているのか、お伺いしたかったものです。御存じのように、いろいろ今度は高宮堆肥センターも、JAさん等が中に入られておられますし、堆肥の需要は物すごく必要になってきておりますけども、そういった意味で、ストックヤード建設後の堆肥はどのようにそこに持っていかれようとされてるのかお伺いしたかったので、もし答弁いただければ答弁をお願いいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

産業振興部長 金岡英雄君。

○金岡産業振興部長 ただいまの御質問にございました、御指摘のように、高宮の堆肥センターも、いわゆるJAの方の管理ということの昨年度そういう動きの中で、この4月からそういう体制で動いていただくようになりました。これにつきましては今後、堆肥の増産も予定をされておまして、特に堆肥

を使ったいわゆる有機農業、循環型農業を進めるという意味では、このストックヤード等も有効に活用したいと。運営等につきましては、基本的には北部農協さんともいろいろ協議してみる必要があると思いますが、ここら辺については、有効にストックヤードあるいは堆肥が活用できるように今後十分協議を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

16番 入本和男君。

○入本議員 統括的な質問でございますけど、先ほどの12億に対する積算は、いろいろな方面を精査してやられたという報告がありましたけど、私も、このうわさ話を信じて物事を言うのも大変失礼な話なんですけど、積算したら約20億ぐらいになったという話もちまたで聞いたことがあるわけですが、市民団体、また支所、それから本庁として、今回の要望に対する予算漏れがあったのか、その予算漏れはあったけど、今日の計に当たると。もしあったとすれば、款でいえば、どういうところの分野に値するのか。あれば、なければという報告を質問します。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 このたびの臨時交付金に対する積み上げにつきましては、当然市内全体の状況を調査した上での今回の補正予算の上程でございます。先ほど来ありますように、各町ごとに支所からの積み上げというような手法もとっておりますし、関係部署からの積み上げということもとっております。それを集計をしたもので緊急順位の早いものから、今回の交付金の補正予算に計上させていただいたということが基本的な整理の仕方でございます。

先ほどありますように、20億円というような数字も御質疑の中でございましたが、当然調査をした中で、すべてが今回の12億数千万円の中に網羅されたということではございませんので、順次できるところにつきましては、今後、積み残しとして残っております事業についても当然対応していくということが必要になっておりますので、そこら辺についても財政状況を見ながら取り組みをしていくということになろうと思っております。以上であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

○藤井議長

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

16番 入本和男君。

○入本議員

今回の補正予算に対しましては、質疑の中にありましたように、まだ計画が未確定の部分もたくさんあります。しかしながら、節の内訳を見てみると緊急性もあるという中で、この緊急性の急に降ってわいたような予算といいながらも、どうしても執行部とすれば市民の福祉サービスの向上、また地場産業の育成に配慮されて、十分意見を尊重された予算執行、計画をされることを意見して、賛成をいたします。

○藤井議長

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第60号「平成21年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第61号 平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○藤井議長

日程第12 議案第61号「平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第61号「平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ596万8,000円を追加し、予算の総額を35億5,172万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金253万8,000円、諸収入343万円をそれぞれ追加をするものであります。

歳出につきましては、総務費72万3,000円、保険給付費470万円、前期高齢者納付金等54万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長兼福祉事務所長

それでは、議案第61号「平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計

補正予算（第1号）」につきまして要点の御説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いします。10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金72万3,000円の増額は、歳出の一般職員人件費の増額に伴うものでございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金181万5,000円の増額は、一般財源の不足を補うものでございます。

12款諸収入、4項雑入、1目雑入、6節の雑入343万円の増額は、平成19年度老人保健概算拠出金の額が確定したことによる老人保健拠出金の還付の雑入でございます。

続いて歳出でございますが、10ページ、11ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員の人事異動に伴います職員給与費の補正でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、3目一般被保険者療養費370万円の増額は、療養費支給件数等による増額でございます。

4目退職被保険者療養費100万円の増額は、退職被保険者増によるものでございます。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目の前期高齢者納付金の54万5,000円の増額は、納付金の決定による増額でございます。

12ページにつきましては、給与費の補正明細書でございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（異議なし）

○藤井議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第61号「平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第62号 平成21年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○藤井議長 日程第13 議案第62号「平成21年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第62号「平成21年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ554万7,000円を減額し、予算の総額を35億6,658万円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金554万7,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費74万2,000円、地域支援事業費480万5,000円を減額するものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本<sup>福祉保健部長兼福祉事務局長</sup> 議案第62号「平成21年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきまして要点の御説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお願いします。歳入でございますが、8款繰入金、2項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金、包括的支援・任意事業の480万5,000円の減額は、地域支援事業に係る人件費及び任意事業の扶助費の歳出の減によるものでございます。

4目その他一般会計繰入金74万2,000円の減額は、総務管理費の人件費繰入金の減でございます。

次に、10ページ、11ページをお願いします。歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員の人事異動によります職員給与費の補正でございます。

次に、4款地域支援事業、2項包括的支援事業・任意事業費、1目一般管理費の職員給与費の減額は、人事異動等による補正でございます。

6目任意事業費の20節扶助費45万円は減額は、高齢者日常生活用具給付事業のものを一般会計の臨時交付金事業に対応するため、一括計上で振りかえたものでございます。

12ページにつきましては、今回の補正による給与費明細書でございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第62号「平成21年度安芸高田市介護保険特別会計補正  
予算(第1号)」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第63号 平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予
算(第1号)

○藤井議長 日程第14、議案第63号「平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計
補正予算(第1号)」の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第63号「平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第
1号)」についての提案理由を御説明申し上げます。
本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ365万円を追加
し、予算の総額を4,595万9,000円とするものであります。
歳入につきましては、繰入金365万円を追加するものでございます。
歳出につきましては、総務費360万円を追加するものでございます。
以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申
し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長兼福祉事務所長 議案第63号「平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第
1号)」につきまして要点の御説明を申し上げます。
8ページ、9ページをお願いします。歳入でございますが、2款繰入金、
1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金365万円は、歳出の人件費に相当
する繰入金の増でございます。
10ページ、11ページをお願いします。歳出でございますが、1款総務費、
1項総務管理費、1目一般管理費365万円の増は、職員給与費の補正でござ
います。
12ページにつきましては、この補正に係る給与費補正明細書でござい
ます。

以上で要点の説明を終わります。
○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第63号「平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計
補正予算(第1号)」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
この際、14時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時57分 休憩

午後 2時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第64号 平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正  
予算(第1号)

○藤井議長 日程第15、議案第64号「平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会  
計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第64号「平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,180万  
2,000円を減額し、予算の総額を5億4,169万8,000円とするものでござい  
ます。

歳入につきましては、繰入金1,180万2,000円を減額するものでござい  
ます。

歳出につきましては、総務費1,180万2,000円を減額するものでござい  
ます。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申  
し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。



建設部長 廣政克行君。

○廣政建設部長兼公営企業部長

議案第64号「平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の要点の御説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、本年度行われました機構改革及び職員の人事異動に伴います特別会計に対応いたします職員の見直し、また先般の第2回臨時会におきまして議決いただきました職員給与費に対するの補正をいたすものでございます。

補正予算書の8ページをお願いいたします。歳入でございますが、4款の繰入金、1項の他会計繰入金、1目の一般会計繰入金で1,180万2,000円の減額につきましては、職員給与費の補正に伴いまして職員給与費に係る繰入金を減額いたすものでございます。

歳出の10ページをお願いいたします。歳出につきましては、1款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費では1,180万2,000円の減額で、給料664万9,000円、職員手当353万7,000円、共済費161万6,000円、それぞれ減額するものでございます。

12ページにおきましては、給与費補正明細書でございまして、補正後の職員給与費の総額は3,096万4,000円でございます。

以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長

これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第64号「平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第65号 平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○藤井議長

日程第16、議案第65号「平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第65号「平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,919万1,000円を減額し、予算の総額を6億7,977万6,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金2,919万1,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費2,919万1,000円を減額するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 廣政克行君。

○廣政建設部長兼公営企業部長 議案第65号「平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の要点の御説明をいたします。

本議案につきましても、先ほどの議案第64号と同様に、職員の人事異動等に伴います職員給与費の補正をお願いいたすものでございます。

補正予算書の8ページをお願いいたします。まず歳入でございしますが、4款の繰入金、1項の他会計繰入金、1目の一般会計繰入金で2,919万1,000円の減額につきまして、職員給与費の改正に伴います職員給与費に係る繰入金を減額いたすものでございます。

歳出でございしますが、10ページをお願いいたします。1款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費では2,919万1,000円の減額で、給料1,615万3,000円、職員手当等を921万6,000円、共済費を382万2,000円、それぞれ減額いたすものでございます。

12ページは給与費補正明細書でございまして、補正後の職員給与費の総額は3,344万4,000円でございます。

以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番 入本和男君。

○入本議員 12ページについて伺います。8名が4名になられて、この事業をされるのに大変御苦労されるのに、優秀な職員を集められたなと思うんですが、中でも、時間外手当ですね、これが減額になつとるんですが、人数が少なくなつて時間外手当がふえても不思議ではないと思つたりもするんですが、補正後の4人というのは補正前の8名のうちの前任者が全員残られとるのか。業務上についてのこの問題が、予算が総額が人件費だけ変わって、事業費はそのままというふうに思うわけですが、その点について伺います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時20分 休憩

午後 2時22分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
建設部長 廣政克行君。

○廣政建設部長兼公営企業部長 職員の減の関係でございます。議員お尋ねの8名から4名でございますが、当初は本庁の方に5名、甲田、八千代関係で3名の職員を計上しておりましたが、補正後、このたびの機構改革によりまして本庁が4名という体制になりました。そのうち旧職員は2名で、新しく配置いたしました職員が2名でございます。給与費につきましては、先ほど申しましたように3名の支所の職員につきましては、この特別会計の方で職員費を計上しておりましたので、それもあわせてこのたび整理をさせていただいたと、このようになります。以上であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第65号「平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第66号 平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○藤井議長 日程第17、議案第66号「平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第66号「平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由を御説明申し上げます。
- 本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,290万円を減額し、予算の総額を3億9,985万1,000円とするものでございます。
- 歳入につきましては、繰入金1,290万円を減額するものでございます。歳出につきましては、総務費1,290万円を減額するものでございます。以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。
- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
- この際、担当部長から要点の説明を求めます。
- 建設部長 廣政克行君。
- 廣政建設部長兼公営企業部長 議案第66号「平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」の要点の御説明を申し上げます。
- 本案につきましても、職員の人事異動等に伴います職員給与費の補正をお願いいたすものでございます。
- 補正予算の8ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、4款の繰入金、1項の他会計繰入金、1目の一般会計繰入金で1,290万円の減額につきましては、職員給与費の補正に伴います職員給与費に係る繰入金を減額いたすものでございます。
- 次に、歳出でございますが、10ページをお願いいたします。1款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費では1,290万円の減額で、給料を707万1,000円、職員手当等を407万1,000円、共済費を175万8,000円、それぞれ減額するものでございます。
- 12ページは給与費補正明細書でございます。補正後の職員給与費の総額は1,724万3,000円でございます。
- 以上、要点の説明を終わります。
- 藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。
- これより質疑に入ります。質疑はありますか。
- （質疑なし）
- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
- お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。
- （異議なし）
- 藤井議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
- これより討論に入ります。討論はありますか。
- （討論なし）
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
- これより、議案第66号「平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。
- 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第67号 平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

○藤井議長 日程第18、議案第67号「平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第67号「平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ888万9,000円を減額し、予算の総額を2億4,812万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金888万9,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費888万9,000円を減額するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 廣政克行君。

○廣政建設部長兼公営企業部長 議案第67号「平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）」、要点の御説明を申し上げます。

本議案につきましても、職員の人事異動等に伴います職員給与費の補正をお願いいたしますのでございます。

内容でございますが、補正予算の8ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、6款の繰入金、1項の他会計繰入金、1目の一般会計繰入金で888万9,000円の減額につきましては、職員給与費の補正に伴い、職員給与費に係る繰入金を減額いたしますのでございます。

次に、歳出でございますが、10ページをお願いいたします。1款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費では888万9,000円の減額で、給料508万1,000円、職員手当等258万8,000円、共済費122万円、それぞれ減額いたしますのでございます。

12ページにおきまして給与費補正明細書でございますが、補正後の職員給与費の総額は657万1,000円となります。

以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第67号「平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第68号 平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

○藤井議長 日程第19、議案第68号「平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第68号「平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,085万7,000円を減額し、予算の総額を5億6,149万7,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金2,085万7,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費2,085万7,000円を減額するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 廣政克行君。

○廣政建設部長兼公営企業部長 議案第68号「平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」の要点の御説明を申し上げます。

本議案につきましても、職員の人事異動等に伴います職員給与費の補正をお願いいたすものでございます。

補正予算の8ページをお願いいたします。歳入でございますが、5款の繰入金、1項の他会計繰入金、1目の一般会計繰入金で2,085万7,000円の減額につきまして、職員給与費の補正に伴い、職員給与費に係る繰入金

を減額いたすものでございます。

次に、歳出でございますが、10ページをお願いいたします。1款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費では2,085万7,000円の減額で、給料1,150万8,000円、職員手当等665万2,000円、共済費を269万7,000円、それぞれ減額いたすものでございます。

12ページにおきましては給与費補正明細書でございまして、補正後の職員給与費の総額は5,984万9,000円となります。

以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思えます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第68号「平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
以上で本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
明日は休会といたし、次回は11日午前10時に再開いたします。  
大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 2時37分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員